

平成 18 年 12 月 7 日
第 1 回 総合計画 審議会
資 料 5

# 上越市第 5 次総合計画改定事業 に係る基本方針

平成 1 8 年 1 2 月  
新潟県上越市

## 1 上越市第5次総合計画の改定の背景

平成17年1月1日、上越市は安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町の13町村と合併し、人口は13万5千人から21万人に、面積も249k㎡から973k㎡へと大幅に増加した。当市では、こうした都市構成要素の変化はもとより、中山間地の増大といった地勢の変化等に伴い、従来とは異なる視点での取組が求められている。

一方、社会経済情勢に目を転じると、人口減少・少子化・高齢化、産業構造の転換、環境問題への意識の高まり、情報化の急速な進展等のほか、住民の価値観・生活様式の多様化も相まって、厳しい財政状況の中、市民ニーズは質・量ともに拡大傾向にある。

また、平成19年4月に特例市への移行を予定する当市は更なる行財政基盤の充実を図るとともに、平成26年度末に予定されている北陸新幹線開業等の地域課題への対応の必要性等から、新市としてより明確なまちづくりの方針を打ち出していくことが強く求められている。

そこで、当市における地域運営の羅針盤となる「上越市第5次総合計画」を新たに改定するものである（以下、「改定・5次総」と略する）。

## 2 改定・5次総の位置付け

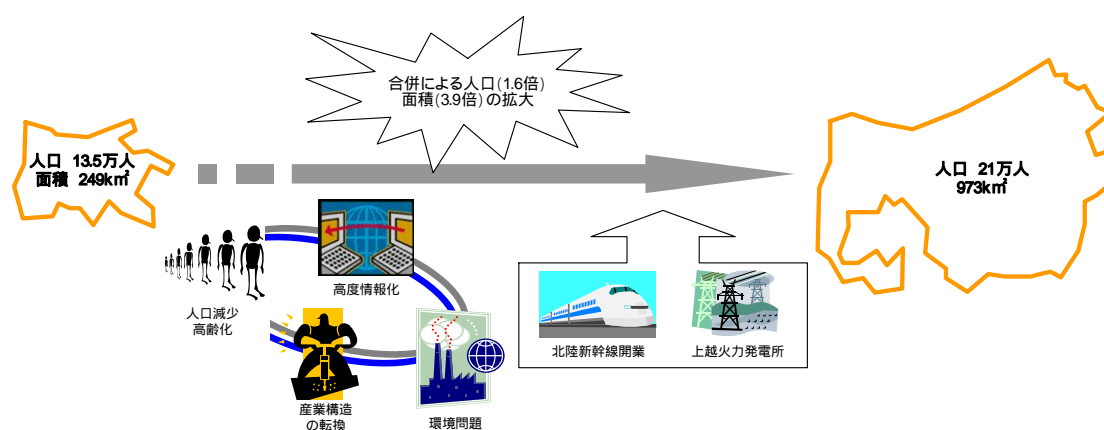
### (1) まちづくりの最上位計画

改定・5次総は、各分野の個別計画に一定の方向性を付与する市のまちづくりの最上位計画として位置づける。

### (2) 総合的・体系的なまちづくりの指針

総合計画は、地方自治法の規定<sup>1</sup>に基づき、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、その総合的な指針としての役割を果たすものである。

改定・5次総は、長期的な視点に立って、社会経済情勢や当市を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、総合的・体系的なまちづくりの指針を示す計画とする。



<sup>1</sup> 地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と定められている。

### 3 改定にあたっての基本的視点

改定・5次総は、合併後の上越市のまちづくりの指針にふさわしいものとしていくため、以下のような基本的な視点をもって、策定作業を進めるものとする。

#### (1) 市の経営方針としての視点

人口減少に伴い、地域活力の減退等が懸念される中、まちの魅力を高め、持続可能な地域を形成していくためには、官民一体となった地域力の向上に資する取組が必要である。

このようなまちづくりの課題に対して、地域特性を踏まえつつ、戦略的・重点的に取組むべき政策・施策を明示するなど市の経営方針が明らかとなる計画の策定を図る。

#### (2) 市民と行政が共通の目標・価値観を共有する計画の視点

これからの分権型社会においては、市民もまた自治責任を分担し、地域の課題を自分たちの目で見つめ、自らの手で解決し、より住みやすいまちの創造につなげていこうとする地域社会の構築が求められている。

そこで、市民の参画を得て、市民と行政が共通の目標・価値観を共有することのできる計画の策定を図る。

#### (3) わかりやすい計画の視点

市職員だけではなく、市民の誰もがまちづくりの指針として利活用できるような、わかりやすく、かつ使える計画の策定を図る。

#### (4) 財政状況への対応の視点

継続的・安定的に行政サービスを提供していくためには、計画的な財政運営を行っていくことが必要である。また、市では「上越市行政改革推進計画」において、人件費を抑制し、市の規模に見合った職員数とするために、平成24年度までに500人の職員削減を目標に掲げている。

このように財政的・人的資源が限られている中、当市のまちづくりの戦略の方向性や、新市建設計画及び中期財政計画との整合性に留意し、事業の優先度を考慮した実現性の高い計画の策定を図る。

#### (5) 実効性のある計画の視点

市民ニーズや財政状況を踏まえつつ、計画に掲げた将来都市像の実現に向けた取組を推進していくために、縦割りのではなく、分野横断的な庁内連携による総合的・体系的な施策の実施に留意した計画とする。

また、それぞれの政策・施策が目標達成のためにどのように貢献したかを評価し、その結果を次の予算配分に反映していく等、評価と連動した進行管理が可能な計画の策定を図る。

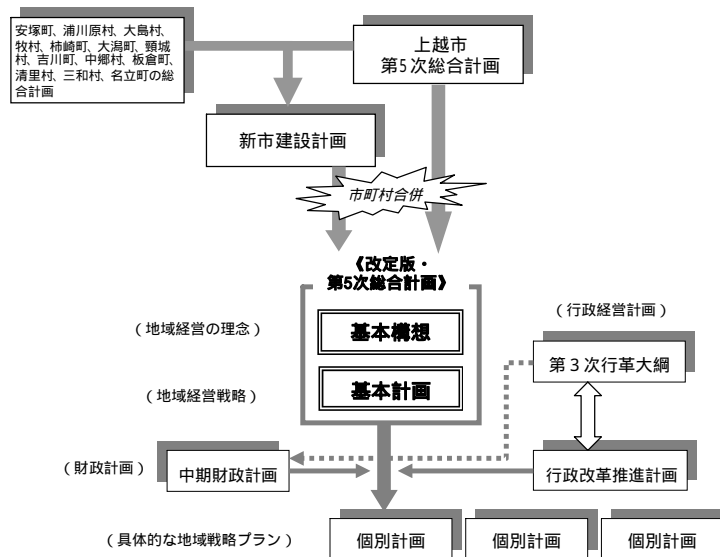
## (6) 新市建設計画との調整

上越地域合併協議会では、合併後の上越市のまちづくりの方向性として、「海に山に大地に なりわいと文化あふれる 共生都市・上越」を将来都市像に掲げ、新しい上越市の建設方針と、それを実現するための施策及び財政計画を定めた「新市建設計画」を策定した。この新市建設計画は、合併後のまちづくりの基本指針を示すものであり、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となるものである。

改定・5次総については、当該計画との整合性に留意しつつ、合併後に浮かび上がった新たな市民ニーズや課題等を踏まえ改めて精査を行い、内容に反映させていくものとする。

## (7) その他計画等との連動の視点

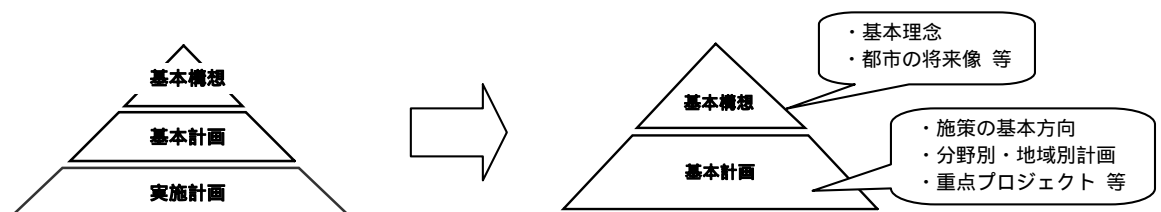
総合計画は、各分野の個別計画の上位計画となるものであるが、改定・5次総についても各分野の個別計画との情報の共有化や整合性に留意しつつ、相互に連動した計画の策定を図る。



## 4 総合計画の基本的項目について

### (1) 構成

改定前の第5次総合計画は、「基本構想、基本計画、実施計画」の3層で構成しているが、改定・5次総は「基本構想、基本計画」の2層の構成とする。



### 【基本構想】

まちづくりの基本理念と、これに基づく上越市の将来像を定めるとともに、その実現に向けた戦略・施策の方向性を定めるなど、市政運営の基本指針を示すもの。



また、各区総合事務所は、各区固有の施策や新市建設計画登載事業（地域事業）の再検討など、地域別構想・整備計画案の作成を行う。

その他、各部の主任、係長級職員を中心とした「庁内検討チーム」を設置し、市の将来像や実現に向けたまちづくり戦略を検討する。

これらの体制を通じて取りまとめられた計画の原案については、政策調整官会議、政策会議、庁議を開催し、審議決定を行う。

## (2) 市民参画

市民の意見を幅広く反映させるため、総合計画市民会議を設置し素案の検討等を行うとともに、「市民の声アンケート」(平成 17 年度に実施済)やパブリックコメントを実施するなど、計画策定過程において、市民の意見を幅広く聴取するものとする。

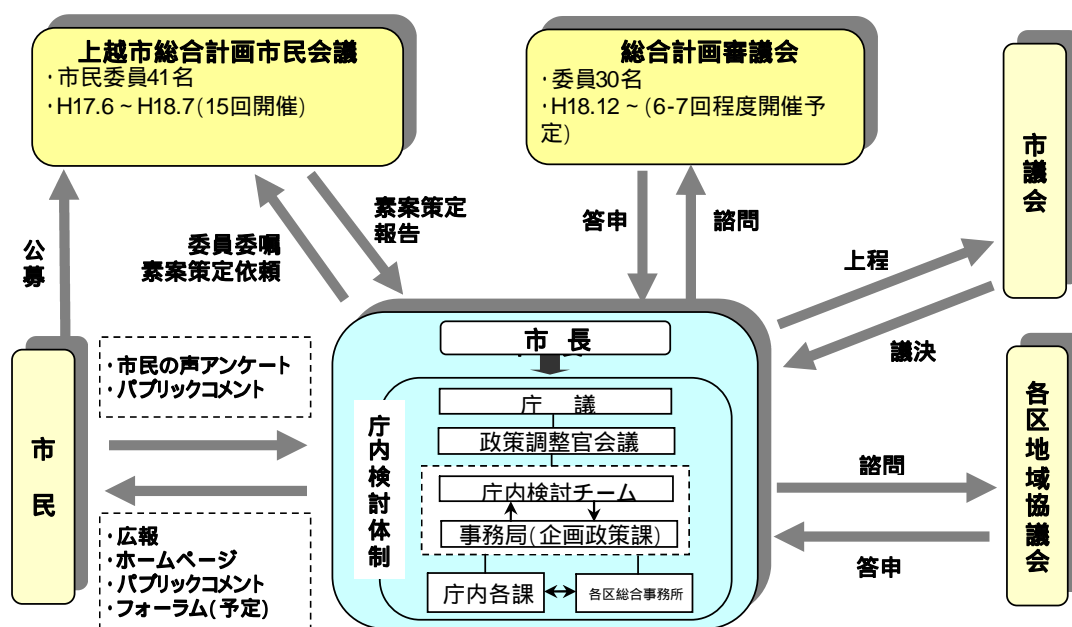
## (3) 市議会との連携

市議会に対して、随時検討経過等を報告し、議会との連携による計画づくりを進める。

## (4) 審議会等

上越市総合計画審議会条例（昭和 46 年、条例第 86 号）に基づき、教育委員会委員、農業委員会委員、学識経験者、関係行政機関の代表、関係団体の役員からなる総合計画審議会を設置し、庁内で決定された計画案について、市長が諮問し審議を受けることとする。

また、13 の地域自治区における地域別整備構想等の策定にあたっては、各区の地域協議会に対して諮問し、区域に係る重要事項について審議を受けることとする<sup>2</sup>。



<sup>2</sup> 地域自治区の設置に関する協議書（平成 16 年 12 月 17 日）第 8 条第 2 項において、「市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項（市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項）を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。」と定められている。